

○総務省告示第三十七号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十三条の九の三第一項の規定に基づき、総務大臣が定める様式を次のように定め、第二種指定電気通信設備接続料規則及び電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令（平成二十九年総務省令第五号）の施行の日（平成二十九年二月十五日）から施行する。

（最終改正 令和三年十二月二十四日 総務省告示第四百十一号）

平成二十九年二月十五日

総務大臣 山本 早苗

電気通信事業法施行規則第二十三条の九の三第一項の規定に基づき総務大臣が定める様式は、次のとおりとする。

様式第1

項目		基礎事業年度の 前々事業年度の β	基礎事業年度の 前 事業年度の β	基礎事業年度の β
ds	開始日			
	終了日			
$MC_{DCM} MR_{DCM}$				
$MC_{KDDI} MR_{KDDI}$				
$MC_{SB} MR_{SB}$				
$\sum_{O \in DCM, KDDI, SB} MC_O MR_O$				
β_{DCM}				

$1 + (1 - T_{DCM}) \frac{D_{DCM}}{E_{DCM}}$			
β_{KDDI}			
$1 + (1 - T_{KDDI}) \frac{D_{KDDI}}{E_{KDDI}}$			
β_{SB}			
$1 + (1 - T_{SB}) \frac{D_{SB}}{E_{SB}}$			
$\sum_{O \in DCM, KDDI, SB} MC_O MR_O \frac{\beta_O}{1 + (1 - T_O) \frac{D_O}{E_O}}$			
$\bar{\beta}$			
$1 + (1 - T) \frac{D}{E}$			
β			

注1 基礎事業年度は、第二種指定電気通信設備接続料規則（平成28年総務省令第31号）第17条第2項に規定する基礎事業年度をいう。

2 「ds」、 $\bar{\beta}$ 及び β は、平成28年総務省告示第110号第3条に規定する算定方法に基づき、基礎事業年

度、基礎事業年度の前事業年度及び基礎事業年度の前々事業年度をそれぞれ同条に規定する期待自己資本利益率算定年度として算定すること。

3 DCMは株式会社NTTドコモを、KDDIはKDDI株式会社を、SBはソフトバンク株式会社を示す。

4 「D」、「E」及び「T」の値は、様式第2により算定された値を用いること。

様式第2

項目					数値	
算定を行う事業者 (事業者名)	期首値 (単位：円)	有利子負債	該当する勘定科目			
			合計			
		現金及び預金	該当する勘定科目			
			合計			
		純有利子負債				
		純資産				
	時価総額					
	期末値 (単位：円)	有利子負債	該当する勘定科目			
			合計			

			合計			
		現金及び預金	該当する勘定科目			
			合計			
		純有利子負債				
		純資産				
		時価総額				
	平均値 (単位：円)	純有利子負債 (D)				
		純資産 (E)				
		時価総額 (MC_0)				
	移動電気通信役務の営業収益の額					
	連結収益の額					
	連結収益に対する移動電気通信役務の営業収益の割合 (MR_0)					
	法定実効税率 (T)					
β_0						

	$1 + (1 - T) \frac{D}{E}$	
	$MC_0 MR_0$	

- 注 1 基礎事業年度（第二種指定電気通信設備接続料規則第 17 条第 2 項に規定する基礎事業年度をいう。以下同じ。）、その前事業年度及びその前々事業年度ごとに作成すること。
- 2 「 β_0 」は、平成 28 年総務省告示第 110 号第 3 条に規定する算定方法に基づき、基礎事業年度、基礎事業年度の前事業年度及び基礎事業年度の前々事業年度をそれぞれ同条に規定する期待自己資本利益率算定年度として算定すること。
- 3 「該当する勘定科目」の項は、必要に応じ、適宜増減すること。

附 則（令和三年十二月二十四日総務省告示第四百十一号）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 令和二年度を基礎事業年度（第二種指定電気通信設備接続料規則（平成二十八年総務省令第三十一号）第十七条第二項に規定する基礎事業年度をいう。以下同じ。）とする接続料の算定については、様式第二中「

様式第 1

項目	基礎事業年度の 前々事業年度の β	基礎事業年度の 前事業年度の β	基礎事業年度の β
ds	開始日		
	終了日		
$MC_{DCM} MR_{DCM}$			
$MC_{KDDI} MR_{KDDI}$			
$MC_{SB} MR_{SB}$			
$\sum_{O \in DCM, KDDI, SB} MC_O MR_O$			
β_{DCM}			
$1 + (1 - T_{DCM}) \frac{D_{DCM}}{E_{DCM}}$			
β_{KDDI}			
$1 + (1 - T_{KDDI}) \frac{D_{KDDI}}{E_{KDDI}}$			
β_{SB}			
$1 + (1 - T_{SB}) \frac{D_{SB}}{E_{SB}}$			

$\sum_{O \in DCM, KDDI, SB} MC_O MR_O \frac{\beta_O}{1 + (1 - T_O) \frac{D_O}{E_O}}$			
$\bar{\beta}$			
$1 + (1 - T) \frac{D}{E}$			
β			

- 注 1 基礎事業年度は、第二種指定電気通信設備接続料規則（平成 28 年総務省令第 31 号）第 17 条第 2 項に規定する基礎事業年度をいう。
- 2 「 ds 」、「 $\bar{\beta}$ 」及び「 β 」は、平成 28 年総務省告示第 110 号第 3 条に規定する算定方法に基づき、基礎事業年度、基礎事業年度の前事業年度及び基礎事業年度の前々事業年度をそれぞれ同条に規定する期待自己資本利益率算定年度として算定すること。
- 3 DCM は株式会社 N T T ドコモを、 $KDDI$ は K D D I 株式会社を、 SB はソフトバンク株式会社を示す。
- 4 「 D 」、「 E 」及び「 T 」の値は、様式第 2 により算定された値を用いること。

「 ㄅ ㄆ ㄇ ㄏ 」

様式第 1 の 1

項目	基礎事業年度の β
ds	開始日
	終了日
$MC_{DCM} MR_{DCM}$	
$MC_{KDDI} MR_{KDDI}$	
$MC_{SB} MR_{SB}$	
$\sum_{O \in DCM, KDDI, SB} MC_O MR_O$	
β_{DCM}	
$1 + (1 - T_{DCM}) \frac{D_{DCM}}{E_{DCM}}$	
β_{KDDI}	
$1 + (1 - T_{KDDI}) \frac{D_{KDDI}}{E_{KDDI}}$	
β_{SB}	
$1 + (1 - T_{SB}) \frac{D_{SB}}{E_{SB}}$	

$\sum_{O \in DCM, KDDI, SB} MC_O MR_O \frac{\beta_0}{1 + (1 - T_O) \frac{D_O}{E_O}}$	
$\bar{\beta}$	
$1 + (1 - T) \frac{D}{E}$	
β	

- 注 1 基礎事業年度は、第二種指定電気通信設備接続料規則（平成 28 年総務省令第 31 号）第 17 条第 2 項に規定する基礎事業年度をいう。
- 2 「ds」、「 $\bar{\beta}$ 」及び「 β 」は、平成 28 年総務省告示第 110 号第 3 条に規定する算定方法に基づき、基礎事業年度を同条に規定する期待自己資本利益率算定年度として算定すること。
- 3 DCMは株式会社NTTドコモを、KDDIはKDDI株式会社を、SBはソフトバンク株式会社を示す。
- 4 「D」、「E」及び「T」の値は、様式第 2 の 1 により算定された値を用いること。

様式第 1 の 2

項目		基礎事業年度の前々事業年度の β	基礎事業年度の前事業年度の β
ds	開始日		
	終了日		
β_0			
D_{net0} （単位：円）			
E_0 （単位：円）			
T_0			

$1 + (1 - T_0) \frac{D_{net0}}{E_0}$		
D_{net} (単位：円)		
E (単位：円)		
T		
$1 + (1 - T) \frac{D_{net}}{E}$		
β		

- 注 1 基礎事業年度は、第二種指定電気通信設備接続料規則第 17 条第 2 項に規定する基礎事業年度をいう。
- 2 「 ds 」及び「 β 」は、平成 28 年総務省告示第 110 号第 3 条に規定する算定方法に基づき、基礎事業年度の前事業年度及び基礎事業年度の前々事業年度をそれぞれ同条に規定する期待自己資本利益率算定年度として算定すること。
- 3 「 ds 」及び「 β 」以外の項は、当該項の値を算定に用いる場合に記載すること。
- 4 「 β_0 」は、 β の算定に用いた、株式会社 NTT ドコモの β とする。
- 5 「 D_{net0} 」、「 E_0 」、「 T_0 」、「 D_{net} 」、「 E 」及び「 T 」の項は、様式第 2 の 2 により算定された値を用いること。

」と、様式第二中「

様式第 2

項目				数値		
算定を行う事業者（事業者名）	期首値 （単位：円）	有利子負債	該当する勘定科目			
			合計			
		現金及び預金	該当する勘定科目			
			合計			
		純有利子負債				
		純資産				
		時価総額				
		期末値 （単位：円）	有利子負債	該当する勘定科目		
				合計		
			現金及び預金	該当する勘定科目		
	合計					
	純有利子負債					
	純資産					
	時価総額					
	平均値 （単位：円）		純有利子負債（ D ）			
			純資産（ E ）			
			時価総額（ MC_0 ）			
	移動電気通信役務の営業収益の額					
	連結収益の額					
	営業収益に対する移動電気通信役務の営業収益の割合（ MR_0 ）					

法定実効税率 (T)	
β_0	
$1 + (1 - T) \frac{D}{E}$	
$MC_0 MR_0$	

- 注 1 基礎事業年度（第二種指定電気通信設備接続料規則第 17 条第 2 項に規定する基礎事業年度をいう。以下同じ。）、その前事業年度及びその前々事業年度ごとに作成すること。
- 2 「 β_0 」は、平成 28 年総務省告示第 110 号第 3 条に規定する算定方法に基づき、基礎事業年度、基礎事業年度の前事業年度及び基礎事業年度の前々事業年度をそれぞれ同条に規定する期待自己資本利益率算定年度として算定すること。
- 3 「該当する勘定科目」の項は、必要に応じ、適宜増減すること。

「 ㄅ ㄆ ㄇ ㄏ 」

様式第2の1

項目				数値	
算定を行う事業者（事業者名）	期首値 （単位：円）	有利子負債	該当する勘定科目		
			合計		
		現金及び預金	該当する勘定科目		
			合計		
		純有利子負債			
		純資産			
	時価総額				
	期末値 （単位：円）	有利子負債	該当する勘定科目		
			合計		
		現金及び預金	該当する勘定科目		
			合計		
		純有利子負債			
		純資産			
	時価総額				
	平均値 （単位：円）	純有利子負債（ D ）			
純資産（ E ）					
時価総額（ MC_0 ）					
移動電気通信役務の営業収益の額					
連結収益の額					
営業収益に対する移動電気通信役務の営業収益の割合（ MR_0 ）					

法定実効税率 (T)	
β_0	
$1 + (1 - T) \frac{D}{E}$	
$MC_0 MR_0$	

- 注 1 基礎事業年度（第二種指定電気通信設備接続料規則第 17 条第 2 項に規定する基礎事業年度をいう。以下同じ。）について作成すること。
- 2 「 β_0 」は、平成 28 年総務省告示第 110 号第 3 条に規定する算定方法に基づき、基礎事業年度を同条に規定する期待自己資本利益率算定年度として算定すること。
- 3 「該当する勘定科目」の項は、必要に応じ、適宜増減すること。

様式第 2 の 2

項目				数値	
株式会社 NTT ドコモ	期首値 (単位：円)	有利子負債	該当する勘定科目		
			合計		
		現金及び預金	該当する勘定科目		
			合計		
		純有利子負債			
		純資産			
	期末値 (単位：円)	有利子負債	該当する勘定科目		
			合計		
		現金及び預金	該当する勘定科目		

			合計		
		純有利子負債			
		純資産			
	平均値 (単位：円)	純有利子負債 (D_{net0})			
		純資産 (E_0)			
	法定実効税率 (T_0)				
事業者 (事業者名)	期首値 (単位：円)	有利子負債	該当する勘定科目		
			合計		
		現金及び預金	該当する勘定科目		
			合計		
		純有利子負債			
		純資産			
	期末値 (単位：円)	有利子負債	該当する勘定科目		
			合計		
		現金及び預金	該当する勘定科目		
			合計		
		純有利子負債			
		純資産			
	平均値 (単位：円)	純有利子負債 (D_{net})			
		純資産 (E)			
法定実効税率 (T)					

- 注 1 株式会社 N T T ドコモ以外の事業者が作成すること。
- 2 基礎事業年度（第二種指定電気通信設備接続料規則第 17 条第 2 項に規定する基礎事業年度をいう。）の前事業年度及びその前々事業年度ごとに作成すること。
- 3 「該当する勘定科目」の項は、必要に応じ、適宜増減すること。

」とする。

3 令和三年度を基礎事業年度とする接続料の算定については、様式第一中「

様式第 1

項目	基礎事業年度の 前々事業年度の β	基礎事業年度の 前事業年度の β	基礎事業年度の β
ds	開始日		
	終了日		
$MC_{DCM} MR_{DCM}$			
$MC_{KDDI} MR_{KDDI}$			
$MC_{SB} MR_{SB}$			
$\sum_{O \in DCM, KDDI, SB} MC_O MR_O$			
β_{DCM}			
$1 + (1 - T_{DCM}) \frac{D_{DCM}}{E_{DCM}}$			
β_{KDDI}			
$1 + (1 - T_{KDDI}) \frac{D_{KDDI}}{E_{KDDI}}$			
β_{SB}			
$1 + (1 - T_{SB}) \frac{D_{SB}}{E_{SB}}$			

$\sum_{O \in DCM, KDDI, SB} MC_O MR_O \frac{\beta_O}{1 + (1 - T_O) \frac{D_O}{E_O}}$			
$\bar{\beta}$			
$1 + (1 - T) \frac{D}{E}$			
β			

- 注 1 基礎事業年度は、第二種指定電気通信設備接続料規則（平成 28 年総務省令第 31 号）第 17 条第 2 項に規定する基礎事業年度をいう。
- 2 「 ds 」、「 $\bar{\beta}$ 」及び「 β 」は、平成 28 年総務省告示第 110 号第 3 条に規定する算定方法に基づき、基礎事業年度、基礎事業年度の前事業年度及び基礎事業年度の前々事業年度をそれぞれ同条に規定する期待自己資本利益率算定年度として算定すること。
- 3 DCM は株式会社 N T T ドコモを、 $KDDI$ は K D D I 株式会社を、 SB はソフトバンク株式会社を示す。
- 4 「 D 」、「 E 」及び「 T 」の値は、様式第 2 により算定された値を用いること。

「 ㄅ ㄆ ㄇ ㄏ 」

様式第 1 の 1

項目	基礎事業年度の 前事業年度の β	基礎事業年度の β
ds	開始日	
	終了日	
$MC_{DCM} MR_{DCM}$		
$MC_{KDDI} MR_{KDDI}$		
$MC_{SB} MR_{SB}$		
$\sum_{O \in DCM, KDDI, SB} MC_O MR_O$		
β_{DCM}		
$1 + (1 - T_{DCM}) \frac{D_{DCM}}{E_{DCM}}$		
β_{KDDI}		
$1 + (1 - T_{KDDI}) \frac{D_{KDDI}}{E_{KDDI}}$		
β_{SB}		
$1 + (1 - T_{SB}) \frac{D_{SB}}{E_{SB}}$		

$\sum_{O \in DCM, KDDI, SB} MC_O MR_O \frac{\beta_O}{1 + (1 - T_O) \frac{D_O}{E_O}}$		
$\bar{\beta}$		
$1 + (1 - T) \frac{D}{E}$		
β		

- 注 1 基礎事業年度は、第二種指定電気通信設備接続料規則（平成 28 年総務省令第 31 号）第 17 条第 2 項に規定する基礎事業年度をいう。
- 2 「ds」、「 $\bar{\beta}$ 」及び「 β 」は、平成 28 年総務省告示第 110 号第 3 条に規定する算定方法に基づき、基礎事業年度及び基礎事業年度の前事業年度をそれぞれ同条に規定する期待自己資本利益率算定年度として算定すること。
- 3 *DCM*は株式会社NTTドコモを、*KDDI*はKDDI株式会社を、*SB*はソフトバンク株式会社を示す。
- 4 「*D*」、「*E*」及び「*T*」の値は、様式第 2 の 1 により算定された値を用いること。

様式第 1 の 2

項目		基礎事業年度の前々事業年度の β
ds	開始日	
	終了日	
β_0		
D_{net0} （単位：円）		
E_0 （単位：円）		
T_0		

$1 + (1 - T_0) \frac{D_{net0}}{E_0}$	
D_{net} (単位：円)	
E (単位：円)	
T	
$1 + (1 - T) \frac{D_{net}}{E}$	
β	

- 注1 基礎事業年度は、第二種指定電気通信設備接続料規則第17条第2項に規定する基礎事業年度をいう。
- 2 「 ds 」及び「 β 」は、平成28年総務省告示第110号第3条に規定する算定方法に基づき、基礎事業年度の前々事業年度を同条に規定する期待自己資本利益率算定年度として算定すること。
- 3 「 ds 」及び「 β 」以外の項は、当該項の値を算定に用いる場合に記載すること。
- 4 「 β_0 」は、 β の算定に用いた、株式会社NTTドコモの β とする。
- 5 「 D_{net0} 」、「 E_0 」、「 T_0 」、「 D_{net} 」、「 E 」及び「 T 」の項は、様式第2の2により算定された値を用いること。

」と、様式第二中「

様式第 2

項目				数値		
算定を行う事業者（事業者名）	期首値 （単位：円）	有利子負債	該当する勘定科目			
			合計			
		現金及び預金	該当する勘定科目			
			合計			
		純有利子負債				
		純資産				
		時価総額				
		期末値 （単位：円）	有利子負債	該当する勘定科目		
				合計		
			現金及び預金	該当する勘定科目		
	合計					
	純有利子負債					
	純資産					
	時価総額					
	平均値 （単位：円）		純有利子負債（ D ）			
			純資産（ E ）			
			時価総額（ MC_0 ）			
	移動電気通信役務の営業収益の額					
	連結収益の額					
	営業収益に対する移動電気通信役務の営業収益の割合（ MR_0 ）					

法定実効税率 (T)	
β_0	
$1 + (1 - T) \frac{D}{MC_0 MR_0}$	

- 注 1 基礎事業年度（第二種指定電気通信設備接続料規則第 17 条第 2 項に規定する基礎事業年度をいう。以下同じ。）、その前事業年度及びその前々事業年度ごとに作成すること。
- 2 「 β_0 」は、平成 28 年総務省告示第 110 号第 3 条に規定する算定方法に基づき、基礎事業年度、基礎事業年度の前事業年度及び基礎事業年度の前々事業年度をそれぞれ同条に規定する期待自己資本利益率算定年度として算定すること。
- 3 「該当する勘定科目」の項は、必要に応じ、適宜増減すること。

「 ㄨ ㄉ ㄛ ㄛ ㄉ ㄉ 」

様式第2の1

項目				数値		
算定を行う事業者（事業者名）	期首値 （単位：円）	有利子負債	該当する勘定科目			
			合計			
		現金及び預金	該当する勘定科目			
			合計			
		純有利子負債				
		純資産				
		時価総額				
		期末値 （単位：円）	有利子負債	該当する勘定科目		
				合計		
			現金及び預金	該当する勘定科目		
	合計					
	純有利子負債					
	純資産					
	時価総額					
	平均値 （単位：円）		純有利子負債（ D ）			
			純資産（ E ）			
			時価総額（ MC_0 ）			
	移動電気通信役務の営業収益の額					
	連結収益の額					
	営業収益に対する移動電気通信役務の営業収益の割合（ MR_0 ）					

法定実効税率 (T)	
β_0	
$1 + (1 - T) \frac{D}{E}$	
$MC_0 MR_0$	

- 注 1 基礎事業年度（第二種指定電気通信設備接続料規則第 17 条第 2 項に規定する基礎事業年度をいう。以下同じ。）及び基礎事業年度の前事業年度ごとに作成すること。
- 2 「 β_0 」は、平成 28 年総務省告示第 110 号第 3 条に規定する算定方法に基づき、基礎事業年度及び基礎事業年度の前事業年度をそれぞれ同条に規定する期待自己資本利益率算定年度として算定すること。
- 3 「該当する勘定科目」の項は、必要に応じ、適宜増減すること。

様式第 2 の 2

項目				数値
株式会社 NTT ドコモ	期首値 (単位：円)	有利子負債	該当する勘定科目	
			合計	
		現金及び預金	該当する勘定科目	
			合計	
	純有利子負債			
	純資産			
	期末値 (単位：円)	有利子負債	該当する勘定科目	
			合計	

		現金及び預金	該当する勘定科目		
			合計		
		純有利子負債			
		純資産			
		平均値 (単位：円)	純有利子負債 (D_{net0})		
	純資産 (E_0)				
法定実効税率 (T_0)					
事業者 (事業者名)	期首値 (単位：円)	有利子負債	該当する勘定科目		
			合計		
		現金及び預金	該当する勘定科目		
			合計		
		純有利子負債			
	純資産				
	期末値 (単位：円)	有利子負債	該当する勘定科目		
			合計		
		現金及び預金	該当する勘定科目		
			合計		
		純有利子負債			
	純資産				
	平均値 (単位：円)	純有利子負債 (D_{net})			
		純資産 (E)			

	法定実効税率 (T)	
--	----------------	--

- 注 1 株式会社NTTドコモ以外の事業者が作成すること。
- 2 基礎事業年度（第二種指定電気通信設備接続料規則第17条第2項に規定する基礎事業年度をいう。）の前々事業年度について作成すること。
- 3 「該当する勘定科目」の項は、必要に応じ、適宜増減すること。

」 ㄣ ㄏ ㄋ ㄊ °